

明石市自治基本条例市民検証会議設置要綱

(設置)

第1条 明石市自治基本条例（平成22年条例第3号。以下「条例」という。）第38条の規定に基づき、条例の内容が本市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうかの検証を市民参画の下で行うため、明石市自治基本条例市民検証会議（以下「市民検証会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市長は、次に掲げる事項について市民検証会議に検証を依頼する。

(1) 条例の規定の趣旨にのっとった制度（以下「制度」という。）が整備されているか。

(2) 制度の内容が社会情勢に適合しているか。

(3) 制度の実施状況を踏まえ、条例の内容が本市の現状に合ったものかどうか。

(4) 市政運営の原則として定める内容が市の基本方針、取組みの方向性と適合しているか。

2 市民検証会議は、市内部において制度の実施状況等を検証した結果を参考にし、前項に定める事項について検証及び検討を行い、その結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 市民検証会議は、会長、副会長1人及び委員6人以内をもって組織する。

2 会長及び副会長は学識経験を有する者から、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 地縁型市民活動団体の代表者

(2) 分野型市民活動団体の代表者

(3) 公募による市民

(4) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 会長、副会長及び委員の任期は、第2条に規定する事務が終了するまでとする。

(会長及び副会長の職務)

第5条 会長は、市民検証会議を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民検証会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 市民検証会議の庶務は、コミュニティ推進部市民協働推進室及び総務部法務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民検証会議の運営に関し必要な事項は、会長が市民検証会議に諮って定める。

附 則 (平成27年7月8日制定)

(施行期日)

1 この要綱は、制定の日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる市民検証会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (平成27年10月1日制定)

この要綱は、制定の日から施行する。